

会 議 録

会 議 の 名 称	平成30年度第2回所沢市国民健康保険運営協議会
開 催 日 時	平成30年8月16日(木)午後1時15分～2時30分
開 催 場 所	所沢市役所 低層棟3階 全員協議会室
出席者の氏名	(別紙委員出欠席表のとおり)
欠席者の氏名	(別紙委員出欠席表のとおり)
説明者の職・氏名	
報告事項	
議 題	1. 所沢市国民健康保険税賦課限度額の改定に係る諮問について・公開 2. その他・公開
会 議 資 料	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国民健康保険税の賦課限度額の改定について(概要) ・ 資料1 法定賦課限度額(国)の推移 ・ 資料2 埼玉県内市町村賦課限度額(平成30年度) ・ 資料3 賦課限度額の引上げ試算比較表 ・ 資料4 平成30年度法定限度額に引き上げた場合における所得階層別世帯状況表
担当部課名等	<p>健康推進部長 青木 千明 保健センター長 須田 浩美 健康推進部次長 北田 裕司 国民健康保険課長 森田 英明 国民健康保険課主幹 深谷 康博 国民健康保険課主査 石川 純也 国民健康保険課主査 藤井 優子 国民健康保険課主査 石山 大 国民健康保険課主査 藤澤 祐介 国民健康保険課主任 重田 翼 国民健康保険課主任 今井 江美 収税担当参事 関口 裕教 収税課主幹 粕谷 明彦 収税課主幹 杉田 裕一</p> <p style="text-align: right;">健康推進部国民健康保険課 電話 2998-9131</p>

発 言 者	審議の内容（審議経過・決定事項等）
司 会	開会
会 長	開会の挨拶
司 会	<p>所沢市国民健康保険に関する規則（以下、規則）第 4 条第 3 項に基づき会議が成立している旨報告（委員 21 名中 18 名出席）。</p> <p>続きまして、お手元の資料のご確認をお願いします。 順に申し上げます。 本日の次第が 1 枚 本日の席次表が 1 枚 運営協議会委員名簿が 1 枚 国民健康保険税の賦課限度額の改定について（概要）が 1 枚 資料の 1 から 4 が各 1 枚 第 1 回所沢市国民健康保険運営協議会 会議録が 1 部 国民健康保険必携が 1 冊 埼玉の国保 8 月号が 1 冊</p> <p>また事前送付いたしました、「次第」、「国民健康保険税の賦課限度額の改定について（概要）」、「資料 1～資料 4」につきましては、一部修正があるため改めてご用意いたしましたので、差し替えをお願いいたします。不足がありましたらお申し付け下さい。</p> <p>それでは、次第に則って進めてまいります。これからの議事の進行につきましては、「所沢市国民健康保険に関する規則」第 4 条第 1 項によりまして 会長をお願いしたいと存じます。 本橋会長よろしくお願いたします。</p>
議 長	それでは議長を務めさせていただきますので、よろしくお願いたします。議事に入る前に、事務局から何か説明があればお願いたします。
司 会	<p>それでは議事に入ります前に、「所沢市の会議の公開に関する指針」に基づきまして、本日の会議内容につきましては、議題（1）所沢市国民健康保険税賦課限度額の改定に係る諮問について、および、議題（2）その他、ともに公開とお知らせしております。ご了承いただきたいと存じます。</p> <p>また、傍聴者へ配付する資料につきましては、 1 点目、傍聴人配布用の表紙「傍聴人の皆様へ」</p>

		<p>2 点目、本日の会議次第</p> <p>3 点目、本日の資料（概要及び資料 1～資料 4）の計 7 枚となります。</p> <p>なお、会議録の記録、確定につきましては、これまでと同様、会議録は要約方式とし、発言者の委員名については「委員」とだけ記載いたします。</p> <p>また、会議録の確定につきましては、会長にご承認いただき署名確定する方式でよろしいでしょうか。</p> <p>ご審議をお願いいたします。</p>	
議	長	<p>それでは、ただ今、会議の公開等について事務局より説明がありましたが、いかがでしょうか。</p> <p>説明のとおりでよろしいでしょうか。</p>	
委	員	<p>異議なし。</p>	
議	長	<p>「異議なし」の声がありましたので、そのように決定させていただきます。</p> <p>それでは、議題に入ります前に、傍聴人の確認をさせていただきます。事務局の方、お願いいたします。</p>	
事	務	局	<p>本日の会議に当たりましては、傍聴希望者はありません。</p>
議	長	<p>それでは議事に入ります。</p> <p>議題 1. 「所沢市国民健康保険税賦課限度額の改定に係る諮問について」でございます。</p> <p>事務局より説明をお願いします。</p>	
事	務	局	<p>それでは、議題 1. 所沢市国民健康保険税賦課限度額の改定に係る諮問についてですが、国民健康保険税の改定となる重要な審議事項であることから、このたびの本運営協議会での審議に諮り、答申をいただきたいと考えております。</p> <p>そのため、諮問を行わせていただきます。</p> <p>ただいまより、副市長より、本橋会長へ諮問を申し上げます。</p>
副	市	長	<p>所国第 136 号 平成 30 年 8 月 16 日</p> <p>所沢市国民健康保険運営協議会</p> <p>会長 本橋 栄三 様</p> <p>所沢市長 藤本 正人</p>

	<p>所沢市国民健康保険税賦課限度額の改定について 諮問</p> <p>このことについて、所沢市国民健康保険に関する規則第 2 条の規定に基づき、下記のとおり諮問いたします。</p> <p>記</p> <p>1 諮問事項</p> <p>平成 31 年度国民健康保険税の医療給付費分賦課限度額を 54 万円から 58 万円に改める。</p> <p>2 諮問の趣旨</p> <p>国民健康保険税については、受益と負担の関係から被保険者の納税意欲に与える影響や、国民健康保険制度及び事業の円滑な運営を確保する観点から、保険税の負担額に一定の上限が設けられています。</p> <p>当市においては、平成 28 年度の法定賦課限度額が適用されていますが、国では 30 年度において法定賦課限度額の引上げが実施されています。</p> <p>賦課限度額を法定賦課限度額に引き上げることで、広域化により始まった保険者努力支援制度を通じた補助金の獲得が見込まれます。また、賦課限度額の引き上げについては既に赤字解消計画に盛り込まれているところです。</p> <p>こうした状況や所沢市の厳しい国民健康保険財政を踏まえ、更に歳入を確保する観点から賦課限度額の改定を行いたい。</p> <p>以上でございます。</p>
<p>事 務 局</p>	<p>委員の皆様へも、諮問書の写しをお配りいたします。</p> <p><諮問書の写しを配付></p> <p>さて、ここで副市長よりご挨拶を申し上げます。</p>
<p>副 市 長</p>	<p>副市長挨拶（市長挨拶代読）</p>
<p>事 務 局</p>	<p>副市長は所用のため、これにて退席させていただきます。</p>
<p>議 長</p>	<p>それでは、議事を進めたいと思います。</p> <p>議題 1. 所沢市国民健康保険税賦課限度額の改定について、事務局より説明をお願いします。</p>

<p>事 務 局</p>	<p>ご説明いたします。資料の「国民健康保険税の賦課限度額の改定について（概要）」をご覧ください。</p> <p>1. 所沢市国民健康保険財政の現状でございますが、こちらにつきましては前回の運営協議会で詳しくご説明させていただいている内容でございます。</p> <p>まず上の表ですが被保険者数についてはこの 5 年間で約 1 万 5 千人と大きく減少しております。それに伴いまして、医療費に対して保険者が支払う保険給付費につきましても 5 年間で 11 億円程減ってきている状況でございます。しかしながら一人当たりの保険給付費、一人当たりで占める保険者が支払う医療費に対する保険給付費は、2 万 9,135 円伸びております。最後に国保税の収納額ですが、被保険者の減少に伴いまして、5 年間で 5 億円減っているという状況です。</p> <p>その下の表、法定外繰入金、これは赤字繰入と言われているものですが、平成 26 年度以降毎年 20 億円以上の繰入をしているところですが、その下の (6) 実質的な収支については平成 26 年度が一番状況が悪く、一番赤字額が多かったという状況でございます。それ以降平成 27 年度には、国の公費 1,700 億円が入りました。しかしながら平成 27 年度は高額な薬剤、C 型肝炎やガンの特効薬が出まして、こちらの薬剤費が上がったということですのですぐには効果がでなかったのですが、その翌年の平成 28 年度にこういった薬剤が値下げになりましたので、ここで平成 27 年度からの公費が入っている影響が出てきております。その結果、実質的な収支、実質的な赤字額は大きく削減されました。平成 29 年度につきましても前回の運営協議会で説明しました通り、収納率が現年分で 4%以上上がっておりまして収納努力の結果予算を大きく上回る増収が図られました。そのようなこともあり、平成 29 年度には赤字額がさらに減少し約 5 億 8 千万円となっている状況でございます。</p> <p>表の下の説明にあります「実質的な収支は以前よりも減少している」表現はふさわしくございませんので、「実質的な赤字は以前よりも減少している」という表現に変更させていただきます。</p> <p>続きまして、今回ご審議いただく 2 番の国民健康保険税の賦課限度額の改定（引き上げ）について、ご説明いたします。</p> <p>最初に現状ですが、国におきましては医療保険の保険料、所沢市は税ですが、こちらにかかります国民の負担に関する公平性の確保を目的として、低所得者に対する軽減措置を拡大する一方で、主に高所得者が対象となる法定賦課限度額を段階的に引き上げております。</p>
--------------	--

<p>事 務 局</p>	<p>現在本市は、平成 28 年度の法定賦課限度額 89 万円を採用しておりますが、平成 30 年 3 月に国が平成 30 年度からの法定賦課限度額を 93 万円に引き上げており、それと比べますと本市の賦課限度額は 4 万円低いという状況でございます。資料の 1 をご覧ください。法定賦課限度額の推移を表したもので、平成以降法定賦課限度額がどのように上がってきたかを示したものになります。平成元年には医療給付費のみで、このときの法定賦課限度額は 42 万円でした。その後、平成 12 年に介護納付金分、平成 20 年に後期高齢者支援金分が加わりまして、平成 30 年度現在の法定賦課限度額は総額で 93 万円となっております。つまり 30 年間で 2 倍以上、50 万円以上の引上げを行っているという状況です。また、平成 26 年度以降では、平成 26 年度に 4 万円、平成 27 年度に 4 万円、平成 28 年度に 4 万円、平成 29 年度は一旦据え置きとなっておりますが、また平成 30 年度にも 4 万円上がっており、毎年のように引上げが行われているような状況でございます。</p> <p>次に概要の方に戻っていただきまして、(1) 改定（引上げ）の理由ですが、まず①賦課限度額を引き上げ高所得層により多くの負担をいただくことで、中間所得者層の負担に配慮した保険税の設定が可能となります。このことは国の方針として示していることでありまして、比較的高所得の方に多く負担をいただくことで、その下の、軽減を受けられない中間所得者層の保険税の設定に配慮が可能となるものです。</p> <p>次に②ですが、国は先ほど申し上げました軽減対象世帯の拡大とあわせて、法定賦課限度額を徐々に上げてきておりますので、この考え方に合わせまして、当市の賦課限度額も法定賦課限度額に合わせることをしたいと考えております。</p> <p>続きまして③につきましましては、平成 30 年度国保広域化になりまして、保険者努力支援制度というものができました。こちらは保険者の努力、例えば収納率や特定健診の受診率といった指標により、市町村に国からの公費が配分される制度ですが、県も保険者になりましたので、県も国から保険者努力支援制度で交付金が入ってきております。この国から貰った交付金を埼玉県は全額市町村に配分するというにしております。埼玉県が国から貰った交付金を市町村に配分する指標のなかに、賦課限度額を法定賦課限度にしているのか否かというものがございます。交付金の配分の仕組みはポイント制になっておりまして、法定賦課限度額としている場合は 20 ポイントもらえることになっております。20 ポイントでいくらくらいもらえるか、おおよその試算ですが、本市の場合 900 万円くらいになるものとみております。</p>
--------------	---

事 務 局	<p>次に④です。本市の厳しい国民健康保険財政を踏まえ、更に歳入を確保する必要があります。本年 2 月に皆様にお示ししております赤字解消計画の中にも、平成 31 年度から賦課限度額の引上げにより増収を計るとしております。</p> <p>(2) 改定の効果及び影響</p> <p>①ですが、今回法定賦課限度額を 4 万円上げることになりますが、4 万円上げた場合に約 5,000 万円の税収の増を図ることが出来ます。つまり 5,000 万円ほど赤字が解消できるということになります。</p> <p>②ですが、賦課限度額を上げた場合の被保険者に与える影響につきましては、税負担増、値上げとなる世帯は 1,468 世帯で全体の約 2.8%。全体の 97.2%の 50,060 世帯は、今回の値上げの影響を受けない、つまり値上げにならない世帯ということになっております。</p> <p>それでは資料 2 をご覧ください。</p> <p>埼玉県内 63 市町村の平成 30 年度現在の賦課限度額を示したものでございます。一番上の 93 万円、平成 30 年度の法定賦課限度額としてある市町村でございますが、全部で 18 市町村でございます。こちらの市町村につきましては、法定賦課限度額が示されるのが平成 30 年 3 月になりますので、これを受けまして専決処分というやり方で 4 月 1 日からすぐに賦課限度額を引き上げている市町村でございます。</p> <p>この専決処分でございますが、議会が議決、または決定すべき事項を、特定の場合に限り議会の議決を受ける前に市長の判断により処理するというものです。本市の場合、賦課限度額については運営協議会でご審議いただきまして、議会に上程し議決を得てから引上げを行っているものですが、この 18 市町村につきましては議会の議決を得る前に、専決処分という形で賦課限度額を法定額に引き上げているものです。</p> <p>次の 89 万円というのが、ひとつ手前の法定賦課限度額にしている市町村ですが、こちらは全部で 35 市町でございます。こちらに所沢市も入っております。さいたま市や、川越市、熊谷市、川口市など人口の多い市町はほとんどが 89 万円となっている状況です。</p> <p>下段の表をみて頂きますと、「他市の限度額改定予定」とありますが、川越市、川口市、越谷市、入間市、飯能市、狭山市と出ております。同規模市、近隣市を確認した結果、川越市から飯能市までの 5 市につきましては、本市と同じように 30 年度に運営協議会で審議をしたうえで、議会の議決を受け、31 年度から法定賦課限度額の 93 万円に引き上</p>
-------	---

事 務 局	<p>げるとしております。狭山市につきましては数年前に一気に 20 万円の賦課限度額の引上げを行っていることから、今回は法定賦課限度額までの引き上げは見送るということでした。</p> <p>続きまして資料 3 をご覧ください。こちらにつきましては先ほど概要で説明させていただきましたが、上の表にありますように、今回は医療給付費分の賦課限度額を現行の 54 万円から 58 万円に 4 万円引き上げさせていただくものです。下の表につきましては、引き上げにより調定額、つまり課税額でございますが、約 5,450 万円増となります。この額に平成 29 年度の収納率 91.3%をかけますと約 5,000 万円の税収増が図れるという資料でございます。</p> <p>最後に資料 4 をご覧ください。こちらは今回法定賦課限度額まで 4 万円を上げた場合の被保険者に与える影響を所得階層別に示した表になります。一番左に総所得、これは世帯の総所得でございます。一番上の 33 万円以下から、一番下は 1,000 万円超までの 12 段階に分けられております。そのすぐ右側が世帯数です。左と右に分かれておりますが、左側が固定資産税有り、つまり資産割が課せられている世帯、右側が固定資産税無し、資産割が課せられていない世帯数になります。そのもうひとつ右側ですが、こちらは今回賦課限度額を引き上げることによって、年間の税額が上がってしまう世帯の数を表したものでございまして、33 万円以下についても 1 世帯、100 万円以下についても 1 世帯、その後増えていきまして、だいたい 800 万円以下のところから大きく増額となる世帯が増えております。先ほど概要でも説明しましたが、税額が上がる世帯の割合がだいたい 2.8%、影響を受けない、上がらない世帯の割合が 97.2%となっている状況です。</p> <p>説明につきましては以上でございます。</p>
議 長	<p>事務局から説明をいただきましたが、委員の皆様より質問及びご意見はございますか。</p>
委 員	<p>改定の理由についてはある程度理解できました。これにより 1,468 世帯が影響を受けるということでしたが、資料 4 を見ますと、賦課限度額引き上げにより、それほど所得が多くない、例えば 300 万円以下の世帯についても増税となる世帯が 9 世帯ありますが、どのような世帯なのでしょうか。</p>
事 務 局	<p>国の考え方として、高額所得者に負担を求めると先ほどご説明しましたが、確かに資料 4 を見ますと、総所得 33 万円以下、基礎控除を引</p>

	<p>きますから所得がゼロになる世帯でも 1 世帯、次の 100 万円以下でも 1 世帯、200 万円以下で 3 世帯、300 万円以下で 4 世帯、合計 9 世帯と、それほど高額所得者とは言えないような世帯でも、賦課限度額引き上げの影響を受けて増額となってしまう世帯があります。こちらにつきましては先ほどご説明した通り、全部表の左側の欄に数字が載っております。こちらは資産割がある世帯になります。</p> <p>今回賦課限度額が引き上げられるのは医療給付費分でございますので、資産割があります。所得が少ない世帯でも固定資産税を多く支払っている世帯については、資産割だけで限度額を超えて、賦課限度額引き上げの影響を受けることとなります。</p> <p>資料 4 にございます所得 300 万円以下で賦課限度額引き上げの影響を受ける 9 世帯の状況を申し上げますと、納めていただいている固定資産税額の平均が約 367 万円、不動産収入等の収入総額の平均は約 2,800 万円でございます。</p> <p>このことから、所得は少ないが経費等を控除する前の収入は多いという世帯であると考えられます。</p>
委員	<p>資料 2 県内市町村の賦課限度額についてですが、専決処分で行っている市町村もあるとのことでした。主に町や村かと思いますが、所沢市はなぜ専決処分しないのでしょうか。</p>
事務局	<p>専決処分は議会の議決を得る前に市の判断で引き上げさせていただくというもので、県内では 18 市町村が、法定賦課限度額が引き上げられる旨の政令の交付に応じて、専決処分により賦課限度額の引き上げを行っておりますが、本市におきましては、「所沢市国民健康保険に関する規則」の第 2 条、国民健康保険運営協議会の所掌事項に保険税の賦課方法に関することが明記されておりますことから、国民健康保険運営協議会にお諮りし審議をお願いしているものです。</p> <p>また、賦課限度額を引き上げることで、主に高額所得者に税負担増をお願いすることとはなりますが、被保険者の方にさらなるご負担を求めることとなりますので、国民健康保険運営協議会の答申を受けたうえで議会に条例改正議案を上程し、議決を得るという方法をとっております。</p>
委員	<p>資料 1 法定賦課限度額の推移では、平成以降、法定賦課限度額は 50 万円以上も上がっており、平成 26 年度以降でみましても、毎年のように引き上げられ、12 万円も上がっています。今後、法定賦課限度額は、いくらまで引き上げられるのでしょうか。</p> <p>また、せん決処分の「せん」は、「先」でしょうか「専」でしょうか。</p>

事 務 局	<p>まず専決処分ですが、「専（もっぱら）」になります。</p> <p>また、今後どこまで法定賦課限度額が上がるのかということにつきましては、国の決定によるものでございますことから、なかなか市では計り知れないところではありますが、国は、被用者保険とのバランスを考えているようでございます。被用者保険に賦課限度額はありますが、標準報酬月額という規定があり、標準報酬月額は最高値が決められております。</p> <p>国はその最高値とのバランスを考えて国保の賦課限額を検討していくとのことですので、今後も引き上げが検討されていくのではないかと考えております。</p>
議 長	<p>その他、ご意見等ありますか。</p>
委 員	<p>これまでの賦課限度額についての議論から、法定賦課限度額まで引き上げることについては、やむを得ないものと思います。</p> <p>今後も引き続き、収納率の向上による税収の確保やジェネリック医薬品の利用促進や特定健康診査などの受診率の向上による医療費の抑制により赤字の解消・削減に努めていただきたいと思います。</p>
議 長	<p>色々なご意見をいただきましたが、事務局から補足説明などはございますか。</p>
事 務 局	<p>ジェネリック医薬品の利用促進につきましては、保険者努力支援制度の交付金を配分する指標にジェネリック医薬品の利用率が入っており、県水準を上回らないとポイントが得られないため、引き続き利用率向上に努めていきたいと考えております。</p> <p>収納率については、昨年度に収税課の努力により大きく改善しており、平成 31 年度の保険者努力支援制度のポイントは平成 29 年度の収納率等の数値が基準となりますことから、収納率が上がったことで本市は 80 ポイントを獲得できる見込みです。</p> <p>ジェネリック医薬品の利用率と収納率、あと特定健康診査の受診率が評価のポイントにおいて大きな割合を占めておりますので、こちらのポイントを獲得することによってより多くの交付金を得ることで、なるべく保険税率等の値上げをせずに赤字を解消できるように努めていきたいと考えております。</p>
委 員	<p>資料 4 で、影響を受ける世帯は 800 万円以下の所得階層の世帯が多いとのことでした。今回の賦課限度額の引き上げについて、議決を得</p>

	る際に議員の反対があるのではないのでしょうか。議員はどの所得階層に入るのでしょうか
事務局	<p>資料 4 の表を見ますと 800 万円以下のところで増額世帯が多くなっております。左側が資産割有りの世帯、右側が無い世帯になりますが、資産割が無く、所得割と均等割だけで賦課限度額を超えて増額となる世帯は 700 万円以下のところで初めて 2 世帯出てきます。それ以降 800 万円代から資産割が無くても影響を受ける世帯が増えていきます。このため所得で申し上げますと、800 万円以下のところから資産割が無くても賦課限度額を超えてしまう世帯といえます。</p> <p>また、今回の賦課限度額の引上げについてご審議のうえ答申をいただき、その答申を踏まえて議会に議案を上げる予定ですが、議会で賛成いただければ否決ということも考えられると思います。</p> <p>議員が所得層のどこに入るかにつきましては、個人情報ですので、はっきりとは申し上げられませんが、1 ヶ月の議員報酬等については公開となっております。</p>
議長	<p>他にご意見等ありますでしょうか。</p> <p>委員からの質問にもありました通り、本協議会といたしまして賦課限度額を値上げすることについて、皆様のご質疑ご意見をいただき答申をするというかたちになります。答申をもとに事務局は議会にかけるという段階になります。</p> <p>さきほど委員から収納率の向上や、ジェネリック医薬品の使用率を上げる、特定健診受診率を向上させる対策を講じることを条件に、赤字解消計画に沿ってやるならば値上げも止むを得ないとの意見を伺ったわけですが、このご意見に賛同いただくということによろしいでしょうか。</p>
委員	異議なし
議長	<p>異議なしとのことですので今後そのように進めたいと思います。</p> <p>なお答申については皆様からの質問や今日伺った意見を参考に、事務局に答申案をつくってもらうような段取りになりますがよろしいでしょうか</p>
委員	異議なし

<p>議 長</p>	<p>それでは皆様のご了承のもとに、答申案の作成については私議長と職務代理と事務局をもって原案をつくらせてもらうということをご了承いただきます。</p> <p>次回までに答申案を作成し、次回の運営協議会にてそれをもとに中身を精査していただきまして最終的に答申をするという運びとさせていただきます。</p> <p>事務局はそのような段取りでよろしいでしょうか。</p> <p>他にご質問はございますか。</p> <p>無いようでしたら、議題 1 についてはここまでで一旦審議を終了したいと思います。</p> <p>それでは、議題 2. その他でございます。</p> <p>事務局お願いします。</p>
<p>事 務 局</p>	<p>その他ですが、次回第 3 回運営協議会は 10 月 25 日（木）の午後 1 時 15 分より、本日と同じ全員協議会室で開催予定としております。</p> <p>ただいま会長よりお話がありましたが、答申案を作成しますので次回の協議会では、所沢市国民健康保険税賦課限度額の改定についての継続審議をしていただき、市長に答申をお渡ししたいと考えております。</p> <p>よろしくお願い申し上げます。</p>
<p>議 長</p>	<p>それでは、委員の皆様より、ご質問、ご意見等はございますか。</p>
<p>委 員</p>	<p>〈意見なし〉</p>
<p>議 長</p>	<p>それでは、これにて議題は終了となりましたので、議長の職を解かせていただきます。</p> <p>ご協力ありがとうございました。</p>
<p>司 会</p>	<p>本橋会長におかれましては、長時間に渡り議長をお務めいただきましてありがとうございました。</p> <p>最後に、閉会のことばを吉野職務代理よりお願いいたします。</p>
<p>職 務 代 理</p>	<p>閉会の挨拶</p>

様式第 2 号

司 会	それでは以上をもちまして、国民健康保険運営協議会を終了とさせていただきます。 皆様、お疲れ様でした。
会 長 署 名	